

令和 7 年三重県議会定例会
予 算 決 算 常 任 委 員 会
防災県土整備企業分科会
説 明 資 料

◎議案補充説明

(1) 議案第 1 4 2 号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」 … 1

◎所管事項

(1) 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」
に基づく報告について … 2

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

県 土 整 備 部

【議案第 1 4 2 号】三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

1 建築基準法施行令の一部改正に伴う手数料の規定の整理

(1) 改正理由

建築基準法施行令の一部改正（令和 7 年 9 月 3 日公布）に伴い、手数料についての規定を整理するものです。

(2) 改正内容

建築基準法施行令が一部改正され引用する条文の項ずれがあったため、別表第一の第 352 の 7 項中の引用条文「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改めるなど、手数料についての規定を整理します。

新	旧	内容	種類
令 137 条の 12 第 11 項	令 137 条の 12 第 6 項	接道義務（27,000 円）	認定
令 137 条の 12 第 12 項	令 137 条の 12 第 7 項	道路内建築制限（27,000 円）	認定

(3) 条例の施行日

令和 7 年 1 1 月 1 日から施行します。

参考

接道義務が不適格の場合
(令 137 条の 12 第 11 項)

法適用以前から存する建物にて大規模な修繕等を行う場合で、一定の基準を満たすとして認定を受けることにより接道義務の遡及適用が緩和される。

外壁などの改修
(大規模修繕)

既存

建築基準法上の道路

無接道敷地 建築基準法上の道路ではない通路

道路に接していない場合でも、認定を受けることで、大規模な修繕等が可能

道路内建築制限が不適格の場合
(令 137 条の 12 第 12 項)

法適用以前から存する建物にて大規模な修繕等を行う場合で、一定の基準を満たすとして認定を受けることにより道路内建築制限の遡及適用が緩和される。

道路境界線

外壁・屋根の改修
(大規模修繕)

建築基準法上の道路

道路に庇が出たままでも、認定を受けることで、大規模な修繕等が可能

(国土交通省資料から引用)

◎ 所管事項

(1)「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第3－2号様式(条例第8条第1項関係)

補助金等の交付実績

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
1	同和地区公共下水道事業助成金	同和地区公共下水道事業補助金	津市	17,400	県土整備部関係補助金等交付要綱	下水道事業課	
2	木造住宅耐震対策促進事業費	木造住宅耐震補強等事業費補助金	津市	18,521	同上	住宅政策課	
3	同上	同上	四日市市	29,178	同上	同上	
4	同上	同上	伊勢市	16,926	同上	同上	
5	同上	同上	松阪市	16,137	同上	同上	
6	同上	同上	鈴鹿市	11,151	同上	同上	

補助金等の見直し状況

(部局名: 県土整備部)

番号	補助金等の名称	見直し結果等	見直しを行った理由	課(室)名	備考
1	避難路沿道建築物耐震対策支援事業費補助金	リフォーム(拡大)	労務費や材料費が高騰する社会情勢への対応及び、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、避難路沿道建築物の耐震化の取組を更に強化するため、耐震改修に係る補助制度を拡充した。	建築開発課	
2	木造住宅耐震補強等事業費補助金	リフォーム(拡大)	令和6年能登半島地震における、木造住宅の倒壊被害及び倒壊家屋による復旧・復興への影響を踏まえ、本県でも甚大な被害が予想されている南海トラフ地震等に備えるため、木造住宅の耐震化に係る補助制度を拡充した。	住宅政策課	

- (記載要領)
- (1)この調書は、当該年度の補助金等の見直しを行ったものについて記載する。
 - (2)番号: 通し番号を記載する。
 - (3)見直し結果: 廃止、休止、リフォーム(統合、縮小、拡大、改善)等を記載する。
 - (4)見直しを行った理由: 補助事業を取り巻く社会経済状況の変化、見直しに至った経緯、条例4条第2項の検討項目による検討の過程・結果等を記載する。